

第 9 章 公 害 苦 情

第9章 公害苦情

1 公害苦情の現況

令和元年度における公害苦情の申立件数は、通年で75件となりました。

種類別の内訳は、図9-1-1のとおりで、悪臭が32件（約43%）、大気汚染が20件（約27%）、騒音が15件（約20%）、水質汚濁が7件（約9%）、その他が1件（約1%）となりました。

月別の苦情件数は、図9-1-2のとおりで、これまでの傾向と同様に、春季から夏季にかけて増加し、秋季から冬季にかけて減少しました。

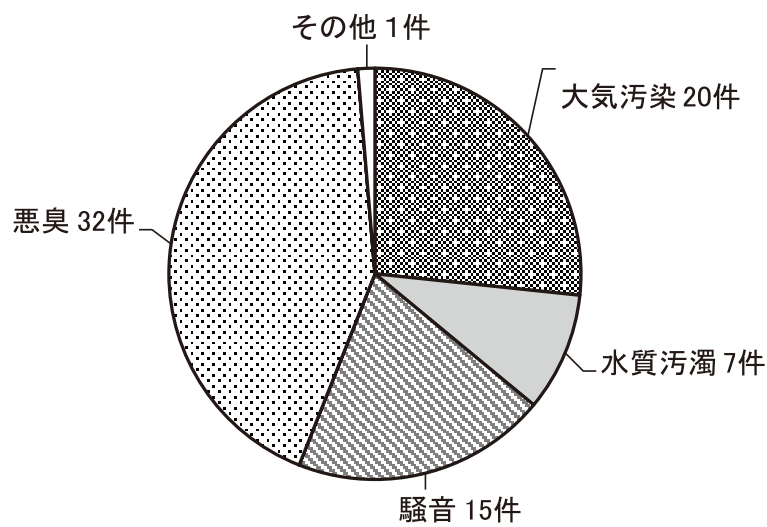


図9-1-1 公害の種類別件数の内訳

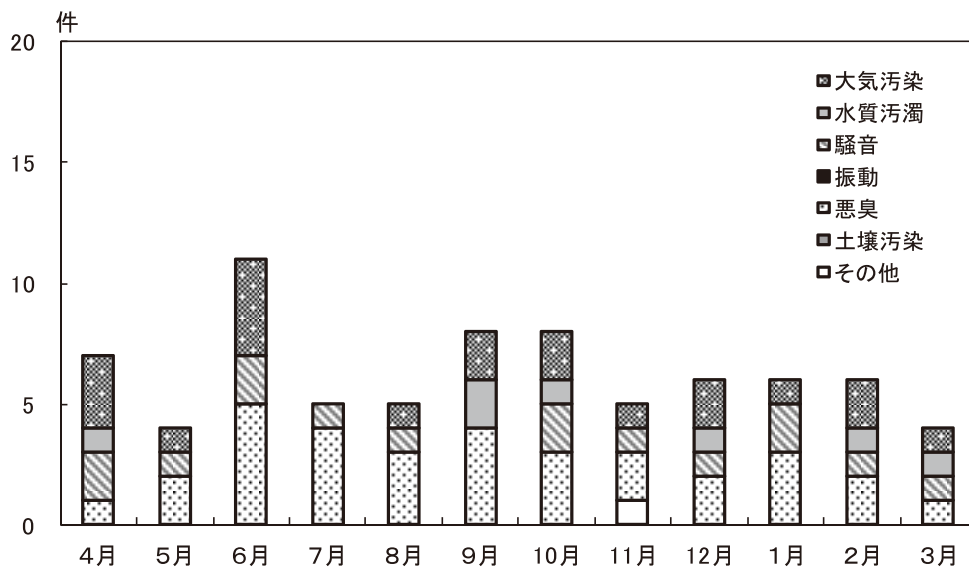


図9-1-2 発生件数の月別変化

2 公害苦情件数の推移

過去10年間の公害苦情発生件数は図9-2のとおりで、公害苦情件数は、ゆるやかに減少傾向を示しています。

公害等調整委員会事務局による平成30年度の全国集計によれば、全国の地方自治体に寄せられた苦情は約7万件にのぼっていますが、このうち典型7公害が約4万7千件（約71%）を占めており、その内訳としては、騒音が最も多く全体の33%、大気汚染が30%、悪臭が20%となっています。

なお、典型7公害以外の苦情には、不法投棄、夜間照明などが考えられます。

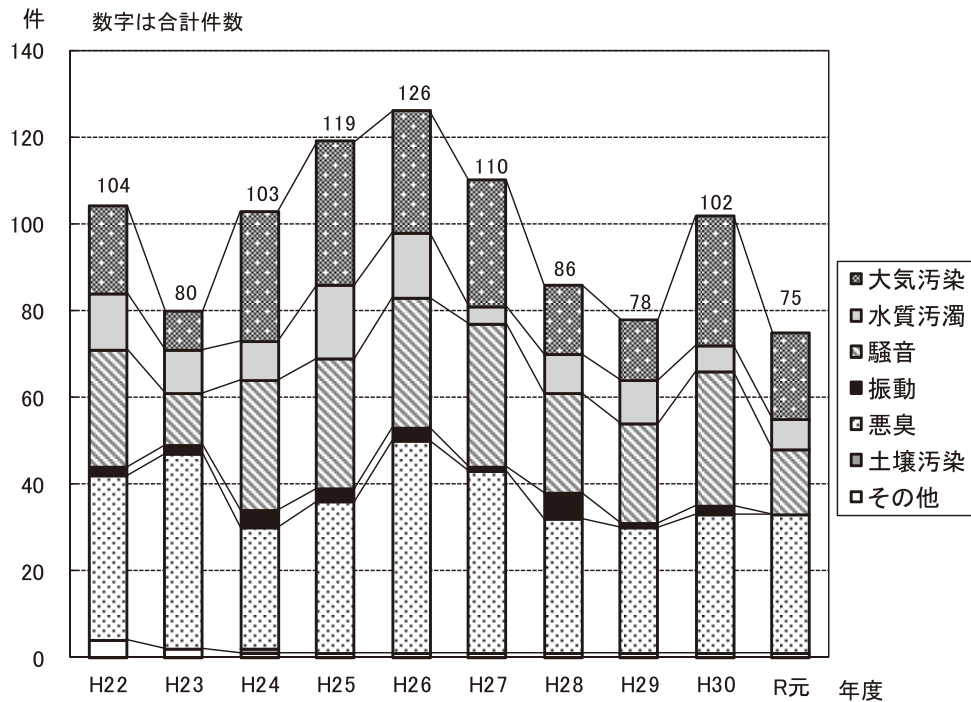


図9-2 過去10年間の種類別苦情件数

3 公害苦情件数の内訳

(1) 地区別苦情件数及び用途地域別苦情件数

地区別内訳は表9-3(1)-1のとおりで、苦情件数の多い地区としては、小名浜地区が31件（約41%）、平地区が13件（約17%）、勿来地区が6件（約8%）、常磐地区が6件（約8%）、遠野地区が5件（約7%）、内郷地区が4件（約5%）、四倉地区が4件（約5%）、好間地区が3件（約4%）、久之浜・大久地区2件（約3%）、三和地区が1件（約1%）となりました。

用途地域別の内訳は表9-3(1)-2のとおりで、苦情件数の多い地域としては、住居関係地域が41件（約55%）、工業関係地域が12件（約16%）、商業関係地域が2件（約3%）、市街化調整区域が9件（約12%）となり、都市計画区域外では11件（約15%）となりました。

表9-3(1)-1 発生地区別の件数

(令和元年度)

地区	件数	苦情の種類							
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他
平	13	2		4		7			
小名浜	31	9		4		18			
勿来	6	2	1	2		1			
常磐	6	2	1	1		2			
内郷	4	2	1	1					
四倉	4	1	2			1			
遠野	5			1		3			1
小川									
好間	3		1	2					
三和	1		1						
田人									
川前									
久之浜・大久	2	2							
合計	75	20	7	15		32			1

表9-3(1)-2 用途地域別の件数

(令和元年度)

地域	件数	苦情の種類							
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他
都市計画区域	64	17	4	14		29			
第1種低層住居専用地域	7	2	1	2		2			
第2種低層住居専用地域									
第1種中高層住居専用地域	5	2		2		1			
第2種中高層住居専用地域									
第1種住居地域	21	5	1	4		11			
第2種住居地域	8	3	2	1		2			
準住居地域									
近隣商業地域									
商業地域	2					2			
準工業地域	4					4			
工業地域	7	1		2		4			
工業専用地域	1	1							
市街化調整区域	9	3		3		3			
都市計画区域外	11	3	3	1		3			1
合計	75	20	7	15		32			1

(2) 被害の種類別苦情件数

被害の種類別内訳は、表9-3(2)のとおりで、「臭い・騒がしい」などの感覚的・心理的な被害のみでした。

表9-3(2) 被害の種類別公害苦情件数経月変化

(令和元年度)

被害の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
健康													
財産													
動物													
植物													
感覚心理	7	4	11	5	5	8	8	5	6	6	6	4	75
その他													
合計	7	4	11	5	5	8	8	5	6	6	6	4	75

(3) 発生源別苦情件数

発生源別の苦情件数は、表9-3(3)のとおりで、事業活動に伴い騒音、大気汚染及び悪臭などの苦情を生じやすい農業、建設業や製造業が多い傾向が見られました。

その他、発生源が特定できないもの、家庭生活などに起因するものは、15件（約20%）となりました。

4 公害苦情への取組

公害紛争の歴史は古く、昭和30年代後半には高度経済成長の中で大気汚染や水質汚濁などといった公害が大きな社会問題となりました。そのような時代背景から、国では公害紛争を迅速かつ適正に処理していくため、昭和45年に「公害紛争処理法」を制定し、公害苦情の処理業務を制度化しました。

本市は、同法に基づき「いわき市公害苦情相談員設置要綱」を定め、「公害苦情相談員」を環境企画課、環境監視センター及び各支所に設置し、市民からの公害苦情に関する相談に応じ、必要な調査、指導及び助言を行っています。

また、市民が健康で文化的な生活を営むため、公害等の未然防止に努めるとともに、近年、複雑多岐にわたる苦情等に対処するため、関係機関と連携を図りながら、生活環境の保全等に努めています。

表9-3(3) 発生源別の件数

(令和元年度)

大分類	中分類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	計
農 業	耕種農業	1				2				3
	畜産・養蚕農業					3			1	4
	農業・園芸サービス業									
林 業				1						1
漁 業			1							1
鉱 業	金属鉱業									
	石炭、原油等の鉱業									
	非金属鉱業					1				1
建設業	総合工事業	5		6						11
	その他の工事業			2						2
製 造 業	食料品、飲料等製造業	1				4				5
	繊維工業									
	木材・木製品製造業	4				1				5
	パルプ・紙等製造業									
	出版・印刷等製造業									
	化学工業					3				3
	石油・石炭製造業					1				1
	プラスチック製品製造業									
	ゴム製品製造業									
	窯業・土石製品製造業	2		1						3
	鉄鋼・非鉄金属・金属製品									
機械器具製造業										
その他の製造業						1			1	
電気・ガス・熱供給業										
水 道 業										
運輸通信業	鉄道業									
	道路旅客・貨物運送業			1						1
	その他の運輸・通信業	3		1						4
卸売小売	再生資源卸売業		2							2
	卸売・小売業			2						2
	飲食店		1			4				5
	飲食店(カラオケ)									
サービス業	洗濯・理容・浴場業		1							1
	駐車場業									
	生活関連サービス業									
	旅館・その他の宿泊所									
	娯楽業									
	娯楽業のカラオケ									
	ゴルフ場									
	自動車整備業			1		1				2
	機械・家具等修理業									
	専門サービス業									
	廃棄物処理業									
	医療業・保健衛生									
	社会保険、社会福祉									
教育、学術研究機関						1			1	
その他のサービス業			1						1	
公 務										
発生源 発生場所	家庭生活	3								3
	家庭生活のうちペット									
	事務所									
	道路									
	空地									
	公園									
	神社、寺院									
	その他		1				1			2
不明	1					9			10	
合 計		20	7	15		32			1	75